

こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザル実施要綱

〔令和7年10月31日
7小商第1775号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、こまき応援寄附金受付業務について技術的に最適な者（以下「最優秀者」という。）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、こまき応援寄附金受付業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書を提出する日において、令和6・7年度の小牧市の入札参加資格の登録がされている者（入札参加資格の申請を行っており、業務の委託契約を締結する日までに当該登録を行うこと見込まれる者を含む。）
- (3) 次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (5) 令和 7 年度中に、他の地方公共団体において、同種の業務に関する委託実績を 5 件以上有している者
- (6) 令和 6 年度中に、他の地方公共団体の同種の業務において、個人情報を含む寄附受付を 3 万件以上扱った経験を有している者
- (7) 個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、受付サイト等にシステムセキュリティ対策を講ずる技術を有している者

(公募の公告)

第 4 条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第 5 条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び別に定める関係書類（以下「関係書類」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(提出者の公表)

第 6 条 市長は、参加表明書を提出した者（以下「提出者」という。）を前条に規定する日後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(第一次審査)

第 7 条 市長は、第一次審査として、関係書類を別に定めるこまき応援寄附金受付業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に審査させ、提出者のうち上位 5 者を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第 1 により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第 2 により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立て等は一切できないものとする。

(技術提案書の提出)

第 8 条 前条第 2 項の規定により第二次審査の出席要請者として選定された者は、別に定める技術提案書（以下「技術提案書」という。）を市長

が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(第二次審査)

第9条 市長は、第二次審査として、技術提案書を提出した者に対し、委員会に技術提案書の内容の聴取等及び審査を行わせ、最優秀者及び次点者1者を選定させ、並びにその結果を市長に報告させるものとする。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、最優秀者及び次点者1者を特定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により最優秀者及び次点者1者として特定した者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。
- 4 第7条第2項後段の規定は、第二次審査の結果について準用する。

(審査結果の公表)

第10条 前条第2項の規定により特定した最優秀者及び次点者1者については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月31日から施行する。
- 2 この要綱は、第10条の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第1（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザルの第一次
審査結果について（通知）

このことについて、関係書類を審査した結果、貴社を第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

つきましては、下記のとおり第二次審査を行いますので、ご参加いただきますようお願ひいたします。

記

第二次審査の概要

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザルの第一次
審査結果について（通知）

のことについて、関係書類を審査した結果、貴社については下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願ひいたします。

記

選定しなかった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザルの第二次
審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社を下記のとおり当業務の **最優秀者** として特定しましたので通知します。
次点者

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市長

こまき応援寄附金受付業務委託プロポーザルの第二次
審査結果について（通知）

のことについて、技術提案書を審査した結果、貴社については下記のとおり最優秀者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願ひいたします。

記

選定しなかった理由

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。